

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表 (令和3年度 人吉球磨クリーンプラザ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、人吉球磨クリーンプラザの維持管理に関する情報を公表する。

1. 処分した一般廃棄物（可燃ごみ）の量 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条5の2第1項第1号イ）

区分		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
焼却量	1号炉	t（トン）	1,066.61	1,162.74	407.17	999.38	1,009.57	474.40	1,159.83	864.81	724.52	734.52	1,026.04	606.93	10,236.52
	2号炉	t（トン）	326.34	1,177.80	1,141.34	555.23	1,139.85	1,117.05	186.52	1,101.25	1,164.47	412.22	880.30	1,137.01	10,339.38
合計		t（トン）	1,392.95	2,340.54	1,548.51	1,554.61	2,149.42	1,591.45	1,346.35	1,966.06	1,888.99	1,146.74	1,906.34	1,743.94	20,575.90
処理量	熔融炉	t（トン）													0

※熔融炉は平成27年度から休炉中

2. 燃焼中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素（CO）濃度（すべての日平均値）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号ト、リ、ヲ）

区 分		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均値
燃焼室中の燃焼ガス温度 ※1	1号炉	℃	972	969	966	963	959	963	971	975	967	966	970	964	967
	2号炉	℃	947	965	963	960	956	962	967	970	978	973	971	972	965
	熔融炉	℃													0
集じん器に流入する燃焼 ガス温度 ※2	1号炉	℃	152	160	91	145	154	100	160	141	115	125	160	114	135
	2号炉	℃	79	160	160	107	160	160	67	157	160	80	143	160	133
	熔融炉	℃													0
排ガス中のCO濃度 ※3	1号炉	p p m	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1
	2号炉	p p m	4	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1
	熔融炉	p p m													0

※運転月のデータを掲載（斜線表示は休炉中）

※1 別紙フロー図上の①にて測定

※2 別紙フロー図上の②にて測定

※3 別紙フロー図上の③にて測定

※熔融炉は平成27年度から休炉中

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号ヌ）

項目	1号炉	2号炉	熔融炉
冷却設備	6月17日、9月7日、11月29日、1月27日、3月14日	4月13日、7月8日、10月22日、1月17日	
排ガス処理設備	6月18日～21日、6月24日、9月6日～9日、11月30日～12月2日、12月5日、1月23日～25日、3月14日～15日、3月17日、3月19日	4月14日～17日、7月6日～7日、7月9日、10月11日、10月17日～18日、1月18日～22日、1月29日	

4. ばい煙測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号カ）

区分	単位	法規制値	1号炉		2号炉		熔融炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日			令和3年7月29日	令和3年9月28日	令和3年7月29日	令和3年9月28日		
結果が得られた年月日			令和3年8月27日	令和3年10月26日	令和3年8月27日	令和3年10月26日		
ばいじん濃度	g/m ³ (N)	0.15	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満		
塩化水素濃度	vol ppm	430	35	20	35	11		
窒素酸化物濃度	vol ppm	250	47	54	42	67		
硫黄酸化物濃度	vol ppm	-	1.4未満	1.2未満	1.2	1.5未満		

別紙フロー図上の③、④にて測定

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号カ）

区分	単位	法規制値	1号炉		2号炉		熔融炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日			令和3年7月29日	令和3年9月28日	令和3年7月29日	令和3年9月28日		
結果が得られた年月日			令和3年9月1日	令和3年10月29日	令和3年9月1日	令和3年10月29日		
排ガス中のダイオキシン類濃度	ng-TEQ/Nm ³	5	0.0007	0.0079	0.0039	0.00068		

別紙フロー図上の⑤にて測定

【検査項目等の説明】

- ・ばいじん濃度 : 物の焼却とともに発生する。このうち、すす、完全に燃焼した灰分、燃焼ならびに熱分解による固形粒子をいう。
- ・塩化水素濃度 : 塩化ビニール樹脂等の燃焼の際に発生する、刺激臭を有する無色の気体である。自然界では火山活動で発生する。
- ・窒素酸化物濃度 : 石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等多種多様である。
- ・硫黄酸化物濃度 : 石油や石炭を燃やすとそれらに含まれている硫黄分が酸素と結合して発生する。天然には、火山温泉等に存在する。
- ・ダイオキシン類 : 塩素、酸素、炭素、水素の存在下で、物が燃焼するときに発生する有機化合物である。ごみ焼却、タバコの煙、自動車の排気ガス、野焼きの他さまざまな発生源から副生成物として発生する。また、ダイオキシン類は、自然界でも発生することがあり、例えば、森林火災、火山活動でも生じるといわれている。

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表

(令和3年度 人吉球磨クリーンプラザ 最終処分場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、人吉球磨クリーンプラザ最終処分場の維持管理に関する情報を公表する。

1. 埋立した一般廃棄物の種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1項第4号イ)

区分	単 位	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	計
溶融スラグ	t (トン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
不燃残渣等	t (トン)	57.74	47.19	47.83	40.38	48.60	41.49	49.10	45.37	57.86	53.46	46.64	40.52	576.18
合計	t (トン)	57.74	47.19	47.83	40.38	48.60	41.49	49.10	45.37	57.86	53.46	46.64	40.52	576.18

2. 人吉球磨クリーンプラザ最終処分場 浸出水処理水質分析 (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ)

(1) 浸出水処理水水質検査結果 (放流していない)

【水質検査に係る採水日及び結果が得られた日】

項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
水質検査に係る採水日	4月8日	5月12日	6月10日	7月15日	8月5日	9月2日	10月7日	11月11日	12月2日	1月6日	2月3日	3月3日
水質検査の結果が得られた日	4月19日	5月24日	6月17日	7月29日	8月18日	9月13日	10月15日	11月30日	12月14日	1月14日	2月14日	3月10日

【水質検査結果 (浸出水処理水)】

項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
PH(水素イオン濃度)	6.8	7.8	7.2	8.1	7.3	8.4	7.7	8.9	8.4	8.7	7.0	6.7
SS (浮遊物質質量)	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
COD (化学的酸素要求量)	0.8	1.0	1.2	0.7	0.7	0.6	1.0	1.3	1.0	0.8	0.7	0.5未満
BOD (生物化学的酸素要求量)	0.5未満	0.5未満	1.2	0.5未満	3.1	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5未満	0.7	0.5未満
大腸菌群数	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全窒素	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満	0.6未満
気 温 (℃)	15.1	22.2	27.8	25.5	32.1	30.8	27.0	22.2	23.2	15.0	16.8	18.2
水 温 (℃)	27.1	29.7	32.6	31.1	32.0	30.2	37.0	32.1	37.8	17.3	22.0	25.1

(2) 浸出水処理水水質検査結果 (放流していない)

項目	測定年月日	令和3年11月11日
	結果が得られた日	令和3年11月30日
	基準値	測定結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005未満
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ 以下	0.0005未満
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ 以下	0.003未満
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	0.01未満
有機リン化合物	1 mg/ℓ 以下	0.1未満
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ 以下	0.04未満
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	0.01未満
シアン化合物	1 mg/ℓ 以下	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003 mg/ℓ 以下	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	0.01未満
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	0.005未満
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下	0.02未満
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満
1. 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満
1. 1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下	0.02未満
シス-1. 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下	0.04未満
1. 1. 1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下	0.005未満
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下	0.006未満
1. 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満
チウラム	0.06 mg/ℓ 以下	0.006未満
シマジン	0.03 mg/ℓ 以下	0.003未満
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下	0.02未満
ベンゼン	0.1 mg/ℓ 以下	0.01未満
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下	0.01未満
1. 4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下	0.05未満
ホウ素及びその化合物	50 mg/ℓ 以下	0.1未満
フッ素及びその化合物	15 mg/ℓ 以下	0.1未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/ℓ 以下	0.5未満
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	5 mg/ℓ 以下	0.5未満
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	30 mg/ℓ 以下	0.5未満
フェノール類含有量	5 mg/ℓ 以下	0.05未満
銅含有量	3 mg/ℓ 以下	0.1未満
亜鉛含有量	2 mg/ℓ 以下	0.1未満
溶解性鉄含有量	10 mg/ℓ 以下	0.1未満
溶解性マンガン含有量	10 mg/ℓ 以下	0.1未満
クロム含有量	2 mg/ℓ 以下	0.04未満
燐含有量	16 mg/ℓ 以下	0.06未満

3. 人吉球磨クリーンプラザ最終処分場 地下水水質分析（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号）

（1）地下水水質検査結果

【地下水測定場所】 観測井 1 （上流側） ・ 観測井 2 （下流側） ・ モニタリングピット

【水質検査に係る採水日及び結果が得られた日】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水質検査に係る採水日	4月8日	5月12日	6月10日	7月15日	8月5日	9月2日	10月7日	11月11日	12月2日	1月6日	2月3日	3月3日
水質検査の結果が得られた日	4月19日	5月24日	6月17日	7月29日	8月18日	9月13日	10月15日	11月30日	12月14日	1月14日	2月14日	3月10日

【水質検査結果（地下水）】

項目	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電気伝導率 (ms/m)	観測井1（上流側）	10.0	10.0	11.0	11.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	9.8	10.0	10.0
	観測井2（下流側）	9.4	8.8	5.5	6.2	8.7	5.2	7.9	10.0	8.8	9.2	10.0	8.5
	モニタリングピット	28.0	27.0	29.0	29.0	27.0	33.0	30.0	30.0	30.0	29.0	29.0	29.0
塩素イオン (mg/l)	観測井1（上流側）	1.9	1.7	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.9	1.7	1.7	1.6	1.6
	観測井2（下流側）	2.5	2.6	2.4	1.7	1.5	1.5	2.2	2.5	3.4	2.6	2.5	2.6
	モニタリングピット	1.3	1.3	1.5	1.1	1.1	3.2	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7
気温 (℃)	観測井1（上流側）	15.1	22.2	27.8	26.7	30.0	27.4	25.2	16.8	6.0	8.5	6.0	11.8
	観測井2（下流側）	15.1	22.2	27.8	28.1	30.0	27.4	25.2	9.0	4.8	7.9	6.0	11.8
	モニタリングピット	15.1	22.2	27.8	26.7	30.0	27.4	25.2	19.8	6.0	8.5	6.0	11.8
水温 (℃)	観測井1（上流側）	13.7	12.0	19.0	20.0	22.0	21.0	21.2	18.6	16.0	14.1	12.0	14.0
	観測井2（下流側）	14.9	20.1	16.7	19.0	17.1	27.0	16.8	19.0	13.6	14.8	13.2	12.1
	モニタリングピット	16.6	19.2	19.6	22.0	22.8	23.8	22.1	20.1	19.0	17.0	14.9	16.8

項目	基準値	測定年月日	令和3年11月11日	結果が得られた日	令和3年11月30日
		観測井 1 (上流側)	観測井 2 (下流側)	モニタリングピット	
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	
全シアン	検出されないこと	0.1未満	0.1未満	0.1未満	
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
アルキル水銀	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	
1. 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	
1. 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
1. 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
1. 1. 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
1. 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
セレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
1. 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	

4. 最終処分場のダイオキシン類濃度測定結果 (地下水) (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号及び第14号ハ)

区分	法規制値	観測井 1		観測井 2		モニタリングピット	
		1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
採取した年月日		令和3年6月10日	令和3年11月11日	令和3年6月10日	令和3年11月11日	令和3年6月10日	令和3年11月11日
結果が得られた年月日		令和3年7月7日	令和3年12月14日	令和3年7月7日	令和3年12月14日	令和3年7月7日	令和3年12月14日
ダイオキシン類濃度	1 pg-TEQ/ℓ以下	0.0015	0.00019	0.011	0.0031	0.00018	0.000027

5. 残余の埋立容量に関する事項（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第19号）

測定日（基準日）	令和4年3月31日
結果	残余量 18,563 m³ ※ 埋立容量：38,300m³

【検査項目等の説明】

- ・ P H（水素イオン濃度）：一般的に、ピーエイチと呼ぶ。溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、通常水素指数（p H）で表され、p H値が小さいほど酸性が強く、p H値が大きいほどアルカリ性が強い。
- ・ C O D（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量のことである。C O Dが高ければ、水中の汚染物質の量が多いことを示す。
- ・ B O D（生物化学的酸素要求量）：水中の微生物の増殖あるいは呼吸作用により消費される酸素量のことである。B O Dが高ければ、水中の腐敗物質が多いことを意味する。
- ・ S S（浮遊物質）：水中に分散している固形物で、粒径2 mm以下のものをいう。高くなると光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。
- ・ 塩化物イオン：水中の塩分を示したもの。人畜のし尿や生活排水などに含まれており、水質の変化を知る目安となる。自然界にある程度は必ず含まれており、また地域や地質等によって差がある。
- ・ 電気伝導度：電気の流れやすさを表す物質定数。水は優れた溶媒としての性質を持っており、さまざまな不純物を溶かし込み、これらを多く含むことで伝導度は高くなる。この伝導度を測ることで水質の汚れの目安と擦ることができる。
- ・ ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表

（令和３年度 相良最終処分場）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５の２に基づき、相良最終処分場の維持管理に関する情報を公表する。

１．相良最終処分場 水質分析（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５の２第１項第４号二）

（１）水質検査結果

【水質検査に係る採水日及び結果が得られた日】

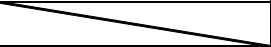
項目	１回目	２回目
水質検査に係る採水日	令和３年６月１日	令和３年９月６日
水質検査の結果が得られた日	令和３年６月１５日	令和３年９月１５日

【水質検査結果】

項目	計量項目	単位	１回目	２回目
放流水	PH (水素イオン濃度)	—	7.5	7.4
	SS (浮遊物質質量)	mg/ℓ	2.0	6.0
	COD (化学的酸素要求量)	mg/ℓ	5.2	7.5
	BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/ℓ	1.4	7.9
	※大腸菌群数	個/cm ³	0.0	2.8×10 ²
	全窒素	mg/ℓ	9.1	13.0
周縁地下水	塩化物イオン	mg/ℓ	2.0	2.3
	電気伝導率	mS/m	10.7	12.0

【備考】※は計量証明対象外

２．相良最終処分場のダイオキシン類濃度測定結果（放流水）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５の２第１項第４号二）

区分	法規制値	放流水
採水した年月日		令和３年６月１日
結果が得られた年月日		令和３年７月２日
ダイオキシン類濃度		0.02

3. 相良最終処分場測定結果（放流水）

項目	採取年月日	令和3年6月1日
	結果が得られた年月日	令和3年6月15日
	基準値	測定結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	0.0005 未満
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下	0.003 未満
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.01 未満
有機リン化合物	1 mg/L 以下	0.1 未満
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	0.01 未満
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.01 未満
シアン化合物	1 mg/L 以下	0.1 未満
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L 以下	0.0005 未満
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.03 未満
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.01 未満
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	0.02 未満
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	0.002 未満
1. 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	0.004 未満
1. 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	0.02 未満
シス-1. 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	0.04 未満
1. 1. 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	0.3 未満
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	0.006 未満
1. 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	0.002 未満
チウラム	0.06 mg/L 以下	0.006 未満
シマジン	0.03 mg/L 以下	0.003 未満
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	0.02 未満
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	0.01 未満
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	0.01 未満
1. 4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	0.05 未満
ホウ素及びその化合物	50 mg/L 以下	1 未満
フッ素及びその化合物	15 mg/L 以下	0.8 未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L 以下	5.2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油）	5 mg/L 以下	1 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油）	30 mg/L 以下	1 未満
フェノール類含有量	5 mg/L 以下	0.5 未満
銅含有量	3 mg/L 以下	0.05 未満
亜鉛含有量	2 mg/L 以下	0.08
溶解性鉄含有量	10 mg/L 以下	0.47
溶解性マンガン含有量	10 mg/L 以下	0.5
クロム含有量	2 mg/L 以下	0.05 未満
燐含有量	16 mg/L 以下	0.01 未満

4. 相良最終処分場測定結果（周縁地下水）

項目	採取年月日	令和3年6月1日
	結果が得られた年月日	令和3年6月14日
	基準値	測定結果
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003 未満
全シアン	検出されないこと	不検出
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	0.001 未満
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	0.005 未満
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	0.001 未満
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	0.0005 未満
アルキル水銀	検出されないこと	不検出
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002 未満
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002 未満
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002 未満
1. 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	0.0004 未満
1. 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	0.01 未満
1. 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004 未満
1. 1. 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	0.1 未満
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	0.0006 未満
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.003 未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001 未満
1. 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002 未満
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下	0.0006 未満
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003 未満
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下	0.002 未満
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001 未満
セレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001 未満
1. 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	0.005 未満

【検査項目等の説明】

- ・PH（水素イオン濃度）：一般的に、ピーエイチと呼ぶ。溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、通常水素指数（pH）で表され、pH値が小さいほど酸性が強く、pH値が大きいほどアルカリ性が高い。
- ・COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量のことである。CODが高ければ、水中の汚染物質の量が多いことを示す。
- ・BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の微生物の増殖あるいは呼吸作用により消費される酸素量のことである。BODが高ければ、水中の腐敗物質が多いことを意味する。
- ・SS（浮遊物質）：水中に分散している固形物で、粒径2mm以下のものをいう。高くなると光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。
- ・塩化物イオン：水中の塩分を示したもの。人畜のし尿や生活排水などに含まれており、水質の変化を知る目安となる。自然界にある程度は必ず含まれており、また地域や地質等によって差がある。
- ・電気伝導度：電気の流れやすさを表す物質定数。水は優れた溶媒としての性質を持っており、さまざまな不純物を溶かし込み、これらを多く含むことで伝導度は高くなる。この伝導度を測ることで水質の汚れの目安と擦ることができる。

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表

(令和3年度 深田最終処分場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、深田最終処分場の維持管理に関する情報を公表する。

1. 深田最終処分場 水質分析 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1項第4号二)

(1) 水質検査結果

【水質検査に係る採水日及び結果が得られた日】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水質検査に係る採水日	4月5日	5月11日	6月1日	7月12日	8月2日	9月6日	10月4日	11月9日	12月6日	1月11日	2月7日	3月7日
水質検査の結果が得られた日	4月13日	5月18日	6月10日	7月20日	8月12日	9月15日	10月12日	11月19日	12月16日	1月21日	2月16日	3月15日

【水質検査結果】

項目	計量項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放流水	PH (水素イオン濃度)	—	5.8~8.6	7.8	7.5	8.1	8.1	8.0	7.6	7.7	8.0	7.9	8.0	7.5	7.7
	SS (浮遊物質)	mg/ℓ	60	1未満	1未満	1未満	1.0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
	COD (化学的酸素要求量)	mg/ℓ	90	0.5未満	0.9	1.4	2.2	1.7	1.7	1.0	1.4	1.5	1.6	0.8	1.3
	BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/ℓ	60	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.7	0.8	0.5	0.5未満	1.0
	※大腸菌群数	個/cm ³	3,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	全窒素	mg/ℓ	120	0.93	1.40	2.00	1.70	0.97	0.65	1.00	0.96	0.70	0.86	0.66	0.59
周縁地下水 (上流)	塩化物イオン	mg/ℓ	200	0.9	1.1	1.1	0.8	1.3	1.8	1.3	0.9	0.9	2.3	0.9	0.9
	電気伝導率	mS/m	300	4.2	4.4	4.1	5.0	4.8	5.0	4.9	4.0	4.1	4.1	4.0	3.8
周縁井戸地下 水(下流)	塩化物イオン	mg/ℓ	200	9.8	6.9	1.4	2.0	4.7	4.9	5.2	6.1	6.2	8.9	7.9	8.8
	電気伝導率	mS/m	300	15.0	13.5	7.6	7.6	10.8	12.4	13.0	14.1	13.9	14.4	15.3	14.8

【備考】※は計量証明対象外

【水質検査（25項目）】

項目	基準値	測定年月日	令和3年11月9日
		結果が得られた年月日	令和3年11月19日
		周縁地下水（上流）	周縁地下水（下流）
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003未満	0.0003未満
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	0.005未満	0.005未満
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002未満	0.0002未満
クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002未満	0.0002未満
1. 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	0.0004未満	0.0004未満
1. 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	0.01未満	0.01未満
1. 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	0.004未満	0.004未満
1. 1. 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	0.1未満	0.1未満
1. 1. 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下	0.0006未満	0.0006未満
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.003未満	0.003未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満
1. 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満
セレン	0.01 mg/ℓ 以下	0.001未満	0.001未満
1. 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	0.005未満	0.005未満

2. 深田最終処分場測定結果（放流水）

項目	採取年月日	令和3年11月9日
	結果が得られた年月日	令和3年11月19日
	基準値	測定結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下	0.0005未満
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l 以下	0.003未満
鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下	0.01未満
有機リン化合物	1 mg/l 以下	0.1未満
六価クロム化合物	0.5 mg/l 以下	0.01未満
砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下	0.01未満
シアン化合物	1 mg/l 以下	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/l 以下	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	0.03未満
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	0.01未満
ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下	0.02未満
四塩化炭素	0.02 mg/l 以下	0.002未満
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下	0.004未満
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下	0.02未満
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下	0.04未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下	0.3未満
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下	0.006未満
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下	0.002未満
チウラム	0.06 mg/l 以下	0.006未満
シマジン	0.03 mg/l 以下	0.003未満
チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下	0.02未満
ベンゼン	0.1 mg/l 以下	0.01未満
セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下	0.01未満
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下	0.05未満
ホウ素及びその化合物	50 mg/l 以下	1未満
フッ素及びその化合物	15 mg/l 以下	0.8未満
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/l 以下	0.7
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油）	5 mg/l 以下	1未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油）	30 mg/l 以下	1未満
フェノール類含有量	5 mg/l 以下	0.5未満
銅含有量	3 mg/l 以下	0.05未満
亜鉛含有量	2 mg/l 以下	0.05未満
溶解性鉄含有量	10 mg/l 以下	0.17
溶解性マンガン含有量	10 mg/l 以下	0.05未満
クロム含有量	2 mg/l 以下	0.05未満
燐含有量	16 mg/l 以下	0.03

3. 深田最終処分場のダイオキシン類濃度測定結果（放流水及び地下水）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1項第1号二）

区分	法規制値	放流水
排ガスを採取した年月日		令和3年6月1日
結果が得られた年月日		令和3年7月2日
ダイオキシン類濃度	10 pg-TEQ/ℓ	0.000047

区 分	法規制値	地下水（上流）	地下水（下流）
排ガスを採取した年月日		令和3年6月1日	令和3年6月1日
結果が得られた年月日		令和3年7月2日	令和3年7月2日
ダイオキシン類濃度	1 pg-TEQ/ℓ	0.23	0.00023

【検査項目等の説明】

- ・ PH（水素イオン濃度） : 一般的に、ピーエイチと呼ぶ。溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、通常水素指数（pH）で表され、pH値が小さいほど酸性が強く、pH値が大きいほどアルカリ性が強い。
- ・ COD（化学的酸素要求量） : 水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素量のことである。CODが高ければ、水中の汚染物質の量が多いことを示す。
- ・ BOD（生物化学的酸素要求量） : 水中の微生物の増殖あるいは呼吸作用により消費される酸素量のことである。BODが高ければ、水中の腐敗物質が多いことを意味する。
- ・ SS（浮遊物質） : 水中に分散している固形物で、粒径2mm以下のものをいう。高くなると光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える。
- ・ 塩化物イオン : 水中の塩分を示したもの。人畜のし尿や生活排水などに含まれており、水質の変化を知る目安となる。自然界にある程度は必ず含まれており、また地域や地質等によって差がある。
- ・ 電気伝導度 : 電気の流れやすさを表す物質定数。水は優れた溶媒としての性質を持っており、さまざまな不純物を溶かし込み、これらを多く含むことで伝導度は高くなる。この伝導度を測ることで水質の汚れの目安と擦ることができる。

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表 (令和3年度 錦町 旧埋立地)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、錦町 旧埋立地の維持管理に関する情報を公表する。

1. 錦町 旧埋立地 水質分析 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1項第4号ニ)

【水質検査に係る採水日及び結果が得られた日】

水質検査に係る採水日	令和3年7月12日
水質検査の結果が得られた日	令和3年7月20日

【水質検査結果】

項目	計量項目	単位	測定結果
放流水	PH (水素イオン濃度)	—	6.5
	SS (浮遊物質)	mg/ℓ	1未満
	COD (化学的酸素要求量)	mg/ℓ	0.6
	BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/ℓ	0.8
	大腸菌群数	個/cm ²	0.0

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表

（令和３年度　多良木町　旧埋立地）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５の２に基づき、多良木町　旧埋立地の維持管理に関する情報を公表する。

１．　多良木町　旧埋立地　水質分析（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第４条の５の２第１項第４号二）

【水質検査に係る採水日及び結果が得られた日】

水質検査に係る採水日	令和3年7月12日
水質検査の結果が得られた日	令和3年7月20日

【水質検査結果】

項目	計量項目	単位	測定結果
放流水	PH (水素イオン濃度)	—	7.0
	SS (浮遊物質質量)	mg/ℓ	29.0
	COD (化学的酸素要求量)	mg/ℓ	3.5
	BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/ℓ	2.7
	大腸菌群数	個/cm ²	0.0

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表 (令和3年度 湯前町 旧埋立地)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、湯前町 旧埋立地の維持管理に関する情報を公表する。

1. 湯前町 旧埋立地 水質分析 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1項第4号二)

【水質検査に係る採水日及び結果が得られた日】

水質検査に係る採水日	令和3年7月12日
水質検査の結果が得られた日	令和3年7月20日

【水質検査結果】

項目	計量項目	単位	測定結果
放流水	PH (水素イオン濃度)	—	6.8
	SS (浮遊物質)	mg/ℓ	2.0
	COD (化学的酸素要求量)	mg/ℓ	1.1
	BOD (生物化学的酸素要求量)	mg/ℓ	0.5未満
	大腸菌群数	個/cm ²	24.0